

第 1 1 回宮古市農業委員会  
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

## 第11回宮古市農業委員会総会議事録

令和4年3月28日、第11回総会はシートピアなあと研修室に招集された。

1. 開会日時 令和4年3月28日(月)午後2時07分
2. 閉会日時 令和4年3月28日(月)午後2時50分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 10名)

1番 高森 昭夫 委員	2番 古舘 秀巳 委員	3番 竹野 牧子 委員
4番 山崎 安人 委員	5番 中野 正隆 委員	6番 福士 永輝 委員
7番 去石 徹 委員	8番 畠山 一伸 委員	9番 阿部 剛夫 委員
10番 飛澤 教男 委員		

4. 欠席した委員はない。

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 飛澤 寛一  
次 長 中屋 和秀  
主 査 藤原 優子

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 宮古市農業委員会事務局職員の任免に係る専決処分について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  
議案第2号 農地法の適用外証明願いについて  
議案第3号 宮古市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する規則の一部を改正する規則  
議案第4号 令和4年度農業労賃標準額の設定について  
議案第5号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて  
議案第6号 宮古農業振興地域農用地利用計画の変更について

— 午後2時07分 開会 —

議長  
(飛澤教男会長)

本日の出席、10名の出席です。

宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第11回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

次に、「宮古市農業委員会憲章1番」を朗読いたします。  
憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章1番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議長

ありがとうございます。

それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。

お諮りします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員には6番福土委員と7番去石委員を、書記には事務局の藤原主査を指名いたします。

(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「宮古市農業委員会事務局職員の任免に係る専決処分について」を事務局より報告願います。飛澤局長。

飛澤局長

(議案書の報告第1号を朗読)

議長  
(報告第2号)

次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。藤原主査。

藤原主査

議案書の2ページをお開き願います。

(議案書の報告第2号を朗読)

今月の受理件数は6件で、取得事由は全て相続であり、農業委員会による斡旋の希望はありません。3月分届出合計を読み上げて報告いたします。

5ページをお開き願います。

(議案書を朗読して報告)

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

報告ではございますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあれば受けたいと思います。

どなたかございませんか。

なお、発言の際は、初めに議席番号とお名前をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長  
(議案第1号)

ないようですので、次に、日程第3、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の6ページをお開き願います。

(議案書の議案第1号を朗読)

付議番号1番についてご説明いたします。資料のナンバー1をご用意願います。所在図は1ページでございます。

(議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー1をご覧願います。

令和4年3月18日に月当番の飛澤会長、地区担当推進委員の堀内委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1の農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地で、でございます。(2)から(5)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(6)から(8)については該当ございません。2 他法令関連事項欄でございます。(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域内で用途地域の指定はございません。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議長

月当番は私ですので、私から発言したいと思います。

ただ今の事務局の説明どおりでよろしいかと思えます。委員の皆様のご審議よろしく願います。

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

付議番号2番についてご説明いたします。所在図は2ページ、資料のナンバー1の2をご用意願います。

(議案第1号付議番号2番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー1-2をご覧願います。

3月18日に月当番の飛澤会長と私が現地を確認をしております。なお、地区担当委員の堀内委員は、この案件は11月総会において、農振除外のご審議をいただいた案件でございます。堀内推進委員には、令和3年11月18日に

現地を確認していただいております。

1の農地転用許可基準からみた意見と理由欄であります。(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(5)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(6)から(8)については該当ございません。

2の他法令関連事項欄でございます。(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでございました。

説明は以上で終わります。

議長

月当番は私ですので、発言をいたします  
ただ今の事務局の説明のとおりと思います。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。  
以上、説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。  
次に、付議番号3番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の7ページをご覧願います。  
付議番号3番についてご説明いたします。所在図は3ページ、資料のナンバー1の3をご用意願います。  
(議案第1号付議番号3番を議案書の朗読により説明)  
資料ナンバー1-3をご覧願います。  
令和4年3月18日に月当番の飛澤会長、地区担当推進委員の伊東委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、300メートル以内にインターチェンジがある区域の農地で、第3種農地でございます。(2)から(4)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)から(8)は該当ございません。2他法令関連事項欄でございますが(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域内で用途地域の指定はございません。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。

以上の調査結果は、転用許可基準を満たしており、3調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の伊東委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

- 議長 月当番は私ですので、発言いたします。  
ただ今の事務局の説明どおりで問題がないと見てまいりました。後は委員の皆様のご審議をよろしくお願ひしたいと思います。  
以上説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。  
  
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑がないようですので、付議番号3番の審議を終わります。  
以上で、議案第1号の審議を終了いたしました。  
これより、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。  
  
(全員挙手)
- 議長 全員賛成でございます。よって、議案第1号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。  
(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法の適用外証明願ひについて」を議題といたします。  
付議番号1番について、事務局より説明願ひます。中屋次長。
- 中屋次長 議案書の8ページをお開き願ひます。申し訳ございません、間違いがありました。令和3年3月28日提出とございますけれど、令和4年の間違いでございます。申し訳ございません。  
(議案書の議案第2号を朗読)  
付議番号1番についてご説明いたします。所在図は4ページ、資料のナンバー2をご用意願ひます。  
(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)  
資料のナンバー2をご覧願ひます。  
令和4年3月18日に月当番の飛澤会長、地区担当推進委員の伊東委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。  
1の適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2他法令関連事項でございますが、農振地域整備計画との関連は、振興地域外で農用地区域外でございます。3調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号1番の申請内容は相当と認められるものでございます。  
なお、地区担当推進委員の伊東委員は、異議がないということでございました。  
説明は以上でございます。

- 議長 月当番は私ですので、発言いたします。  
ただ今の事務局からの説明のとおりで問題ないと思って見てまいりました。委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。  
以上で説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。  
  
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。  
以上で議案第2号の審議を終了いたします。  
これより、議案第2号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。  
お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
  
(全員挙手)
- 議長 全員賛成でございます。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。  
(議案第3号) 次に、議案第3号「宮古市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。  
事務局より説明願います。中屋次長。
- 中屋次長 議案書の9ページをご覧ください。  
(議案第3号を議案書の朗読により説明)  
資料のナンバー3をご覧ください。これは現行の規則でございます。  
今回ご提案申しあげるのは、3ページから5ページまでの3つの様式のうち、推薦者や応募者の「印」判子というのがあるのですが、これを削るもの  
でございます。  
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 議長 説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、意見ございませんでしょうか。  
  
(「なし」の声あり)
- 議長 ないようですので、議案第3号の審議を終了いたします。  
これより、議案第3号「宮古市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
  
(全員挙手)
- 議長 全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり決定をいたしました。

(議案第4号)

次に、議案第4号「令和4年度農業労賃標準額の設定について」を議題といたします。

事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の10ページをお開き願います。

(議案第4号を議案書の朗読により説明)

以下の読み上げは省略いたします。

資料ナンバー4をご覧願います。資料のナンバー4は令和3年度までの標準額の推移でございます。令和3年度においては2年度の標準額を据え置きたということでございます。そして、資料ナンバー5が標準額の案でございます。

令和4年度農業労賃標準額については、令和4年3月14日に農業労賃標準額設定検討会を開催しております。その検討会の決定に基づき、ご提案をしているところでございます。手労働については、岩手県の最低賃金が令和3年10月2日に改定・発効したことにより、これを下回らない額の設定が必要であることから、水田、畑、特産については200円引き上げ6,600円としております。果樹と農薬散布については、最低賃金の引き上げ率と同じ率3.53%でございますけれども、同じ率で引き上げて、それぞれ300円引き上げているものでございます。

機械労働につきましては、岩手県農業会議の試算は、減価償却費等の固定費は前年度とほぼ同額としておりますが、燃料費や人件費の流動費が15%程度増となっていることから、各作業の流動費に相当する部分を15%増とする計算で、田耕起、代かき、田植え機、バインダー、コンバイン、ハーベスタ、乾燥機、畑全般、マニユアスプレッダーについては、100円から200円引き上げるものでございます。

畔塗り、ブロードキャスター、モアー、ロールベラー、ラッピングマシンについては、同じ計算をしても、四捨五入すると前年と同額となることから据え置くものでございます。説明は以上でございます。

すみません、議案の宮古市農業委員会 会長 飛澤教男の下の行なんですけれども、令和3年度になっておりました。令和4年度でお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

それでは質疑ないようですので、議案第4号の審議を終了いたします。

これより、議案第4号「令和4年度農業労賃標準額の設定について」を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ない方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。



- (議案第 5 号) 次に、議案第 5 号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。  
事務局より説明願います。藤原主査。
- 藤原主査 議案書の 12 ページをお開きください。  
(議案第 5 号を議案書の朗読により説明)  
今回は議案を事前にお送りしておりますので、全てを読み上げての説明は省略いたします。  
申し訳ありません。お送りした議案書に間違いがありまして、今日、提出する議案と違っているところがありましたので、訂正部分だけ申し上げます。  
付議番号 5 番の「所有権を設定する者」の住所がお送りした資料では 99 番となっておりますが 99 番地の間違いでした。同じく 5 番の「利用権の設定する土地」の所在地が 3 筆とも「田鎖」となっておりますが、全て「田代」になります。  
付議番号 6 番の貸借期間が「令和 24 年 3 月 31 日まで」となっておりますが「11 月 31 日まで」の間違いでしたので、期間が 20 年 8 月となっております。  
付議番号 7 番の賃借料が「1 筆 240 kg」となっておりますが「全部で 240 kg」の間違いでした。議案の方は直っておりますので、ご確認ください。  
以上で説明を終わります。
- 議 長 説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。  
  
(「なし」の声あり)
- 議 長 ないようですので、議案第 5 号の審議を終了いたします。  
これより、議案第 5 号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
  
(全員挙手)
- 議 長  
(議案第 6 号) 全員賛成です。よって、議案第 5 号は原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第 6 号「宮古市農業振興地域農用地利用計画の変更について」を議題といたします。  
付議番号 1 番について、事務局より説明願います。中屋次長。
- 中屋次長 議案書の 15 ページをご覧ください。  
(議案書の議案第 6 号を朗読)  
3 件ございますけれど、全て農用地区域からの除外でございます。  
付議番号 1 番についてご説明いたします。所在図は 5 ページでございます。  
(議案第 6 号付議番号 1 番を議案書の朗読により説明)  
意見といたしましては、周辺農地の利用に支障がないことから、農用地利

用計画の変更に対しては、事務局原案は意見はないとするものでございます。

なお、3月18日に月当番の飛澤会長、地区担当推進委員の小林委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。地区担当推進委員の小林委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議長

月当番は私ですので、発言いたします。

ただ今の説明のとおりで問題はないものと見てまいりましたので、委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

以上、説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

次に、付議番号2番について、事務局より説明願ひます。中屋次長。

中屋次長

付議番号2番についてご説明いたします。所在図は6ページでございます。(議案第6号付議番号2番を議案書の朗読により説明)

周辺農地の利用に支障がないことから、農用地利用計画の変更に対しては、事務局原案は意見はないとするものでございます。

なお、3月18日に月当番の飛澤会長、地区担当の伊東委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。地区担当推進委員の伊東委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議長

月当番は私ですので、発言をいたします。

ただ今の説明のとおりでございます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは付議番号2番の審議を終わります。

次に、付議番号3番について、事務局より説明願ひます。中屋次長。

中屋次長

議案書の16ページをご覧願ひます。

付議番号3番についてご説明いたします。所在図は7ページでございます。(議案第6号付議番号3番を議案書の朗読により説明)

周辺農地の利用に支障がないことから、農用地利用計画の変更に対しては、事務局原案は意見はないとするものでございます。

なお、3月18日に月当番の飛澤会長、地区担当推進委員の吉濱委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。地区担当推進委員の吉濱委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

月当番は私ですので、発言いたします。  
ただ今の説明のとおり何ら問題ないものと見てきました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。  
以上、説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号3番の審議を終わります。  
以上で、議案第6号の審議を終了いたしました。  
これより、議案第6号「宮古農業振興地域農用地利用計画の変更について」を採決いたします。お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって、議案第6号は原案のとおり意見はない旨市長へ回答いたします。  
以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。  
これをもちまして、第11回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。  
ありがとうございました。

— 午後2時50分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員